

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小業者の実態等

紀北町の人口構造については、『第2期紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略』によると年齢階層別人口は、令和2年の年少人口（14歳以下）が1,165人、生産年齢人口（15～64歳）が6,723人となっており、平成27年と比較すると人数・構成比とも減少しています。その一方で高齢者人口（65歳以上）が6,716人と、平成27年より人数は減少したものの構成割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

紀北町の産業構造については、第1次産業から第3次産業まで多様な産業がある中、主に農林水産業を主要産業として発展してきましたが、近年の第1次産業を取り巻く厳しい情勢により、就業人口は第3次産業へと移行しています。

また、地域内の中小企業者は、少子高齢化により、人手不足、後継者不足等により、その生産額は減少の一途をたどっており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、紀北町第2次総合計画の目標である“魅力と活力ある産業のまち”として更に経済発展していくため、先端設備等導入計画の認定件数20件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

紀北町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が紀北町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

紀北町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

紀北町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が紀北町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、紀北町内企業の生産性の向上や、経営の安定を目的としているため、町内に工場や従業員を配置する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画認定から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 地域特性の活用

紀北町は、銚子川などの清流、熊野灘に面したリアス式海岸など美しく豊かな自然環境や世界遺産熊野古道などを有しており、多くの町民に恵みを与えるかけがえのない財産となっていることから、こうした自然環境の保全へ配慮する。

(2) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(3) 認定等に対する配慮

認定に当っては、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮し、認定その他の手続きに関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることは可能とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする

